

(個人)売買・贈与

※農地の登記名義人が亡くなられた方のままである場合、まずは法務局で名義変更を行う必要があります。

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

北栄町農業委員会会長 様

※譲受人が認定農業者かつ申請地が農用地である売買については、中間管理機構を通した有利な手続きがあることを伝える。

＜譲渡人＞

住所 大阪府〇〇 〇〇番地
氏名 〇〇 〇〇

認め印
可

印

自署の場合は押印不要

＜譲受人＞

住所 東伯郡北栄町●● ●●番地
氏名 ●● ●●

認め印
可

印

下記農地(採草放牧地)について

所有権

賃借権

使用貸借による権利

その他使用収益権 ()

※可能であれば、申請者の連絡先を確認

を 設定(期間 年間)

移転

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	認定経営 発展法人 (該当する 場合○)
譲渡人	〇〇 〇〇	90	無職	大阪府〇〇 〇〇番地				
譲受人	●● ●●	45	農業	北栄町●● ●●番地	日本			

町外者が買う場合、耕作証明書が必要

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

売買・贈与する農地
について記入

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額(円) (10a当たりの額)	所有者の氏名又 は名称 (現所有者が登記 簿と異なる場合)	定着している場合	
	登記簿	現況				権利の種類 内容	権利者の氏名又 は名称
西園〇〇111番地	田	田	1,000	計 300,000			
瀬戸〇〇222番地2	畑	畑	2,000	() /10a			

賃貸借契約が残ったままで売買する
場合、合意解約の手続きが必要

「10a 当たりの金額と合計」または「無償」
(一筆当たりの金額の場合はその旨を記載)

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

売買

「売買」、「贈与」または「交換」

※「交換」の場合、1-1の面積の記載に注意

※受け手側の経営農地について記入（農用地利用明細表を確認しながら記入してください。農用地利用明細表は農業委員会の農地台帳から出力できますのでご連絡ください）

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

10a=1,000 m²

I 一般申請記載事項

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

※「交換」の場合、交換前の農地も含めた面積を記載する

所有地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	自作地	(合計) 23,000 (北栄町21,000) (倉吉市 2,000)	20,000 (北栄町18,000) (倉吉市 2,000)	3,000	※自分たちで耕作している農地	
	貸付地	農地が複数市町村にある場合は、 市町村別の面積を括弧書きで記載			※誰かに貸している農地	
		※耕作していない農地				
		所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	西園××333番地	田	遊休農地	200	水がこないため栽培に適さず10年間休耕中である

所有地以外の土地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	借入地	(合計) 3,000	1,000	2,000	※借りて耕作している農地	
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積 (m²)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

※家族の死亡により農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

売買・贈与する農地について「作付けなし」「管理のみ」は×
「畑の売買はない」場合でも現状の栽培を記入

	田	畑		樹園地			採放草地
作付(予定)作物	水稻	らっきょう	白ネギ				
権利取得後の面積(m ²)	22,000	4,000	3,000				

※「交換」の場合、交換後の面積を記載する

1 ページ目（今回売買・贈与する農地）と
2 ページ目（受け手側の耕作農地）の合計と
作付面積の合計が合うように記入

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	耕うん機	コンバイン
確保しているもの	所有	30ps 1台	6条2台	1台	
	リース				6条1台
導入予定のもの	所有				
	リース				
〔資金繰りについて〕					

上段：受け手側が所有している大きな農機具
下段：受け手側が借りている大きな農機具

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

ここに本人の農作業歴を記入
※経験年数が少ない場合は申請時に事務局へ要説明

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦 20 年、農業技術修学暦 年、 本人以外（家族や雇用者等）の農作業歴を記入

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在： 2 (農作業経験の状況： 5年～30年)
	増員予定： 1 (農作業経験の状況： オペレーター見習として農大卒業者を採用予定)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： 2 (農作業経験の状況： 主にらっきょうの根切り作業3～5年の経験者)
	増員予定： (農作業経験の状況：)

- ④ 配置の状況 (所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合に、市町村別に記載してください(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等
北栄町 倉吉市	●●●●、□□□□ △△△△	北栄町 倉吉市

※農地が北栄町の場合、記入不要

【例】●●●●(北栄在住)が北栄と倉吉の農地の権利を有しており、同世帯の□□□□と常時雇用の△△△△(倉吉在住)で営農する場合

- ⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

車で5分 受け手側の自宅から売買・贈与する農地までの平均距離または時間を記入

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）
「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

農地所有適格法人の場合に記入

<農地法第3条第2項第2号関係>（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙2に記載し、添付してください。）

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

<農地法第3条第2項第4号関係>（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考
●● ●● □□ □□	45 43	農業 会社員	本人 妻	300日 50日	— ○
世帯員等を記載（※雇用している人は含めない）					

（記載要領）
備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

貸し借りの場合に記入

＜農地法第3条第2項第5号関係＞

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第3条第2項第6号関係＞

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

これまでも農地として利用されており、農地取得後も同様に利用及び管理するため、
周辺の農地等に影響を及ぼすことはないと考えます。
また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙 1）

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

過去 3 年以内の状況

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第 4 条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第 42 条（措置命令）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第 15 条の 3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1 で「有」の場合

違反の時期	内容
2 年前	所有している農地に許可を得ず倉庫を建設した（現在は許可済み）

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

（記載要領）

- この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 1 の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 1 の（1）②及び③については、農地法第 51 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当する者も含めて記載してください。
- 1 の（1）及び 3 については、許可申請日から起算して過去 3 年分の状況等を記載してください。
なお、1 の（1）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 1 の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載してください。

(記載要領)

1. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
2. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
3. 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
4. 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
5. 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
6. 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。